

天塩町水田フル活用ビジョン

第 1 取組方法

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、酪農専業地域で大半は草地であり草地改良を目的とする作付、離農者の不作付地を利用して作物の作付をしている。泥炭の土地が多く草地の状態が悪いこの地域は、草地の更新も進んでおらず地力も低下していることから草地更新の為に、輪作を図っていく必要がある。

また、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいるが、畑作農業の参入による新たな取組も行われている。

そのほか、大豆については、天候の不良や褐斑病による病害虫の発生により単収の低下を招いており、今後の作付は厳しく今後の見通しについては検討が必要になっている。

2 作物ごとの取組方針

適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産を図ることとする。

(1) 麦

地域の気候条件等に合った品種の導入を進めるとともに、適切な病害防除対策を実施することより、収量及び品質の安定向上を図る。

(2) 大豆

産地交付金を活用しつつ、離農者の不作付地を新規参入者により生産し規模拡大を目指す

(3) 飼料作物

計画的な草地更新の推進と地域に合った品種の導入の推進を図るとともに、土壌診断から施肥設計、質の良いたい肥生産による土づくりで良質な粗飼料生産を推進し、自給飼料基盤に立つ酪農及び肉用牛経営を展開する。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成 26 年度の作付面積 (ha)	平成 28 年度の作付予定面積 (ha)	平成 30 年度の目標作付面積 (ha)
主食用米			
飼料用米			
米粉用米			
WCS 用稲			
加工用米			
備蓄米			
麦	20	21	55
大豆	8	25	50
飼料作物	9,833	9,823	9,833
デントコーン	396	398	396
牧草	9,437	9,425	9,437
そば			
なたね			
その他地域 振興作物		0	0
てん菜		0	0

4 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	天塩町	整理番号	1
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input checked="" type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠		分類※2 <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
用途	生産性・品質・収益力向上対策助成		
対象作物	【基幹作物】大豆		
単価	4,816円/10a	前年度の単価	12,050円/10a以内
内容	地域で振興しているの大豆の定着・収穫量の確保及び品質等向上のための取組に助成を行う。		
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 出荷・販売目的で対象作物を生産し、取組要件を満たす農業者 ○対象農地区分 畑地 ○取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ①対象作物のほ場において実施された土壌診断の結果を踏まえ、施肥設計をする。 ②土壌改良(土壌改良材の施用) ③湿害対策(たい肥施用、畦間土壌浸水性改善(カルチベータ等施工)) ○取組実施面積 ・取組要件により作付された対象作物の面積 		
確認方法	天塩町で確認 <ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 交付申請書、営農計画書等で確認。 ○対象農地区分 営農計画書、農地台帳等で確認。 ○取組要件、助成対象面積等 <ul style="list-style-type: none"> ①作付面積: 大豆(実面積): 共済加入者は共済引受面積、共済未加入者は農協が確認している面積により確認。 ②取組実施面積(取組を実施した実面積): 作業日誌、作業写真、播種前契約、ほ場図、土壌診断結果、施肥設計書、資材購入伝票等により確認。聞き取り調査を実施。 ③助成対象面積(a未満切り捨て): ①と②の小さな方 ④交付額(円未満切り捨て): ③助成対象面積×助成単価 		
備考	○以上のほか、国や道が別途定める取組内容に準じる。		

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

4. 2回目の配分を受けた場合の調整方法

平成27年度単価(12,050円/10a)を上限に、単価を増額調整する。

5. 主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った面積に相当する追加配分を受けた場合の対応

6. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

単価の減額調整については、産地交付金の実績額に対する、産地交付金の配分枠の割合を、全ての使途の単価に一律に乗じるものとする。
但し、所要額が配分枠を超過した場合の調整方法については、調整後の単価は「円」を単位とし、小数点第1位を切り捨てをして調整を行う。